

中小企業奨学金返済支援制度事業ロゴマーク使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、一般財団法人兵庫県雇用開発協会（以下「協会」という。）が中小企業奨学金返済支援制度利用企業等（以下「制度導入企業」という。）であることを表すために作成した、中小企業奨学金返済支援制度事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）について、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 前条のロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用対象者)

第3条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定める者（以下「使用者」という。）とする。

- (1) 制度導入企業
- (2) 兵庫県、県内市町
- (3) 協会がロゴマークの使用を認めた者

(ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークの使用については、採用活動や企業PRを目的にのみ使用し、次の目的での使用は禁ずる。

- (1) 政治、宗教等の活動に使用すること。
- (2) その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用する。
- (3) ロゴマークを用いて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録及び知的財産に関する権利の設定又は登録をすること。

(使用方法)

第5条 ロゴマークは、次の各号に従い使用することができるものとする。

- (1) ロゴマークは、別図に定める指定のカラーを使用するものとする。
- (2) ロゴマークの図形を変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）することやロゴマークの外枠の範囲内に他の文字や色等、別の要素を配置して使用してはならない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用できる期間)

第7条 ロゴマークの使用できる期間については、別に定める。

(使用者の責任)

第8条 使用者がロゴマークの使用により協会に損害を与えた場合、協会は、その賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者は、その旨を速やかに協会に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、協会は、損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(苦情の処理)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用に際し、苦情があった場合には、責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告)

第10条 協会は、使用者に対して、必要に応じて使用状況等の報告を求めることができる。

(使用の禁止)

第11条 使用者が第4条に定める使用目的に反する使用を行った場合、その他ロゴマークを使用することが適当でないと協会が認めた場合、協会は、当該使用者に対し、ロゴマーク使用の禁止を命じることができる。

2 使用者は、前項の命令を受けたときは、ロゴマークの使用を速やかに止めなければならない。

(その他)

第12条 ロゴマークに関する著作権は協会に属し、その運用に関する事務は、協会において行う。

2 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和7年3月1日から施行する

附則

この要領は、令和8年1月27日から施行する

【別図】

(1)



(2)



(3)



(4)

